

労働基準広報 2019 No.1989

4/1

CONTENTS

特集 女性活躍推進法等の改正法案要綱の内容 ————— 6

パワハラ防止対策の措置義務を新設し 女性活躍計画の義務を101人以上に拡大

平成31年2月14日に諮問・答申された女性活躍推進法等の改正法案要綱は、昨年12月14日に労働政策審議会から厚生労働大臣に建議された「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について」に基づくもの。改正法案要綱には、①一般事業主行動計画の策定等の義務の対象を常用労働者数101人以上の事業主に拡大すること（女性活躍推進法の改正）、②事業主に対するパワハラ防止の措置義務（相談体制の整備等）を新設すること（労働施策総合推進法の改正）——などが盛り込まれた。答申を受けて作成された改正法案は、平成31年3月8日、国会に提出された。

（編集部）

●弁護士＆元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 16
〈第56回〉働き方改革関連法① — 労働条件の明示
電子メール等による労働条件明示では
誤送信による個人情報流出への対策を
（弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子）

●解釈例規物語⑩ ————— 30
第32条の3 関係
清算期間が3か月のフレックスタイム制
における割増賃金支払の必要性
（中川恒彦）

●知れば得する社会保険 ————— 36
第13回「振替加算」
昭和41年4月1日までに生まれた
被扶養配偶者の老齢基礎年金に
加算される
（編集部）

●NEWS ————— 1
（厚労省・31年度の労災補償業務運営の重点事項）パワハラ事案は第三者から聴取り判断／（外国人雇用管理指針を改正）外国人労働者にもモデル労働条件通知書の活用を／（厚労省等・キャンペーンを実施）熱中症を予防するための対策の徹底を呼びかける／ほか

●労働局ジャーナル ————— 29
『岡山・玉野・西大寺地域版
働き方改革推進会議』を開催
〔岡山労働局・岡山労働基準監督署〕

●連載 労働スクランブル④⑩（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●労務資料 平成30年 就労条件総合調査結果①～労働時間制度～ — 42 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 栃木・日光労働基準監督署長 大貫重範 — 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

賃金関係 〔昇給の決定が遅れ遡って差額を支給〕 退職者の支払いは ————— 48 弁護士・田島潤一郎
休業・休職 〔私傷病休職中の者から産前休業の申し出〕 休職中でも取得可能か — 50 弁護士・山口毅
労災保険法 〔通勤災害による休業給付金の振込先〕 会社の口座にできるか ————— 52 特定社労士・松本雄之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内